

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

不動産競売事件の入札のルールが変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供等を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に入札書ごとに下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札が無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札が無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

※(入札方法に関する問合せ先)

那覇地方裁判所 執行官室 ☎098-833-1422 (直通)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月 8日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 横 山 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月30日 午前 9時00分から 令和 7年 8月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 8月13日 午前 9時30分 場 所 那覇地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月 3日 午前 9時45分 場 所 那覇地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月 8日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	27,720,000 22,176,000	一括	5,544,000	203,324	0
1	510,000				
2	13,340,000				
3	13,870,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 208番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 13.48平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 209番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 351.71平方メートル |
| 3 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名209番地6、208番地16 |
| | 家屋 番号 | 209番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 206.16平方メートル
2階 164.05平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 206.16平方メートル
2階 約167.80平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年11月 1日

那覇地方裁判所沖縄支部

裁判所書記官 木 村 舞 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 208番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 13.48平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 209番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 351.71平方メートル |
| 3 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名209番地6、208番地16 |
| | 家屋 番号 | 209番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 206.16平方メートル
2階 164.05平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 206.16平方メートル
2階 約167.80平方メートル
(約3.75平方メートル増築) |

令和 6年(ケ)第 6 号
令和 6年 7月 1日受理
令和 6年 8月 14日提出

現況調査報告書

那覇地方裁判所沖縄支部

執行官 國 吉 正 太

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 208番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 13.48平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名中原 |
| | 地 番 | 209番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 351.71平方メートル |
| 3 | 所 在 | 中頭郡読谷村字喜名209番地6、208番地16 |
| | 家屋 番号 | 209番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 206.16平方メートル
2階 164.05平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	「住居表示未実施」		
土地	物件 1～2		
現況地目	☒ 宅地(物件 1～2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	接面道路：道路に接面する。		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：2階 概測167.80平方メートル(概測3.75㎡増築)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	雨漏りによる天板の損傷が見受けられる。 工作物の屋根が隣地(209番8)に越境している可能性が高い。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 所有者	本件建物には、私と夫と娘と孫が居住しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 7 月 3 日 9 : 00 - 9 : 10	那覇地方法務局	謄本等入手
6 年 7 月 4 日 10 : 30 - 10 : 50	物件所在地	物件確認(土地・建物位置関係等外観調査), 写真撮影
6 年 7 月 22 日 14 : 00 - 14 : 10	執行官室	所有者に対する要請書作成・発送
6 年 8 月 1 日 13 : 30 - 14 : 10	物件所在地	物件特定, 写真撮影, 立入調査, 所有者と面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成11年3月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(那覇地方務局宜野湾出張所管轄)

令和6年4月12日

那覇地方務局

登記官

(6枚目)

請求番号：21-2

803042

建物図面

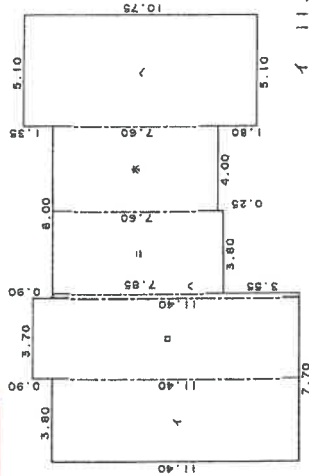
家屋番号 209番6

建物の所在 中頭郡読谷村字喜名209番地6 .208番地16

各階平面図

物件3

1 階

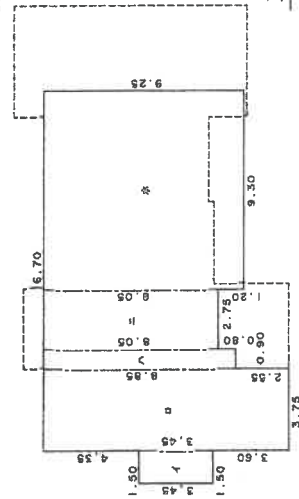


求積表

イ	11.40	X	3.80	=	43.3200
ロ	12.30	X	3.70	=	45.5100
ハ	11.40	X	0.20	=	2.2800
ニ	7.85	X	3.80	=	29.8300
ホ	7.60	X	4.00	=	30.4000
ヘ	10.75	X	5.10	=	54.8250

合計	206.1650
床面積	206.16 ㎡

2 階



求積表

イ	3.45	X	1.50	=	5.1750
ロ	11.40	X	3.75	=	42.7500
ハ	8.85	X	0.90	=	7.9650
ニ	8.05	X	2.75	=	22.1375
ホ	9.25	X	9.30	=	86.0250

合計	164.0525
床面積	164.05 ㎡

(日加納)

作製者

縮尺 1/250

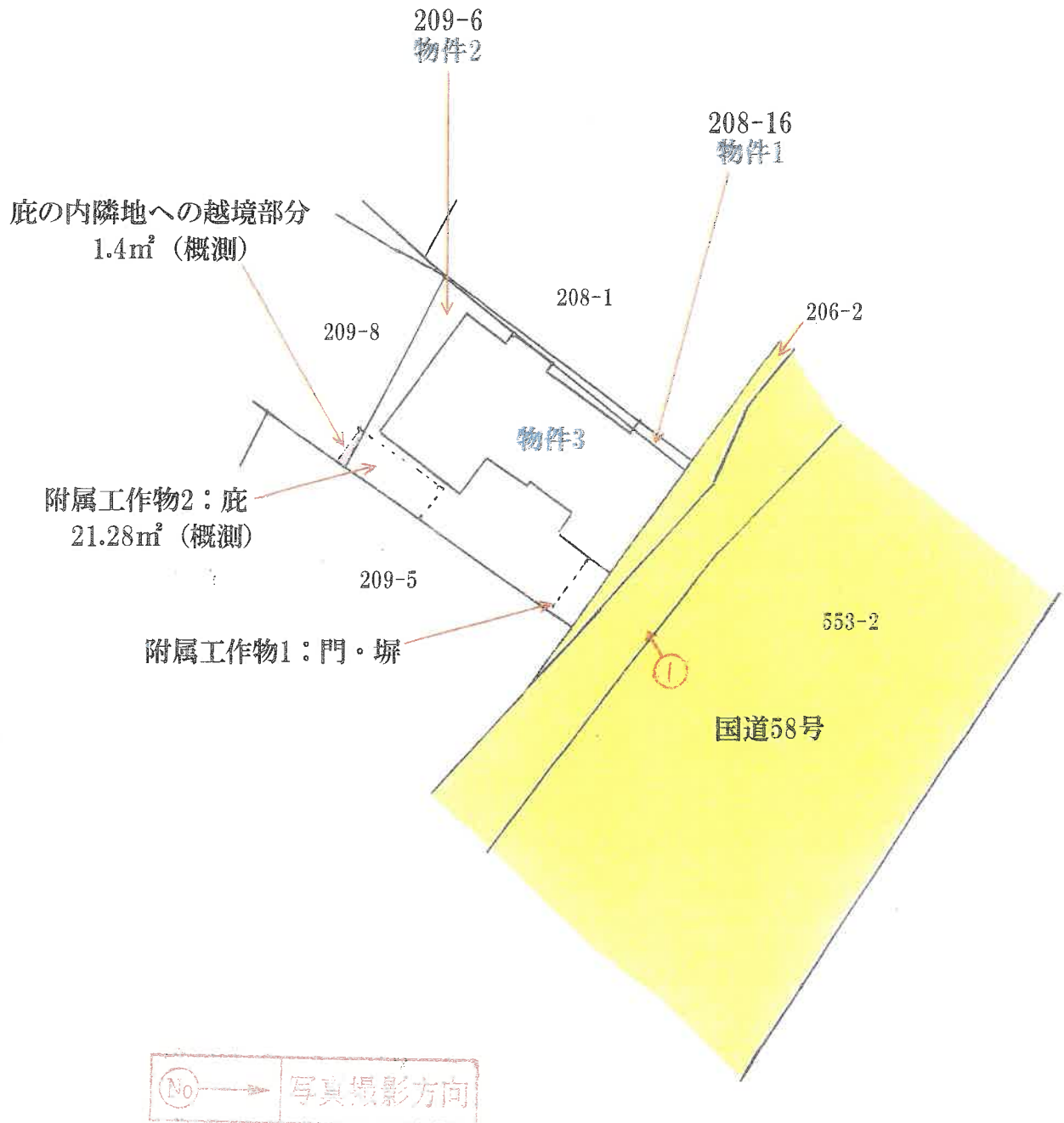
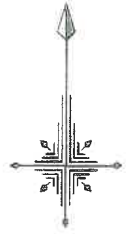
申請人

縮尺 1/500

(日加納)

A3をA4に縮小

土地建物位置関係図



※上記の建物及び附属工作物の配置並びに面積は
概測の結果であり、測量結果ではない。

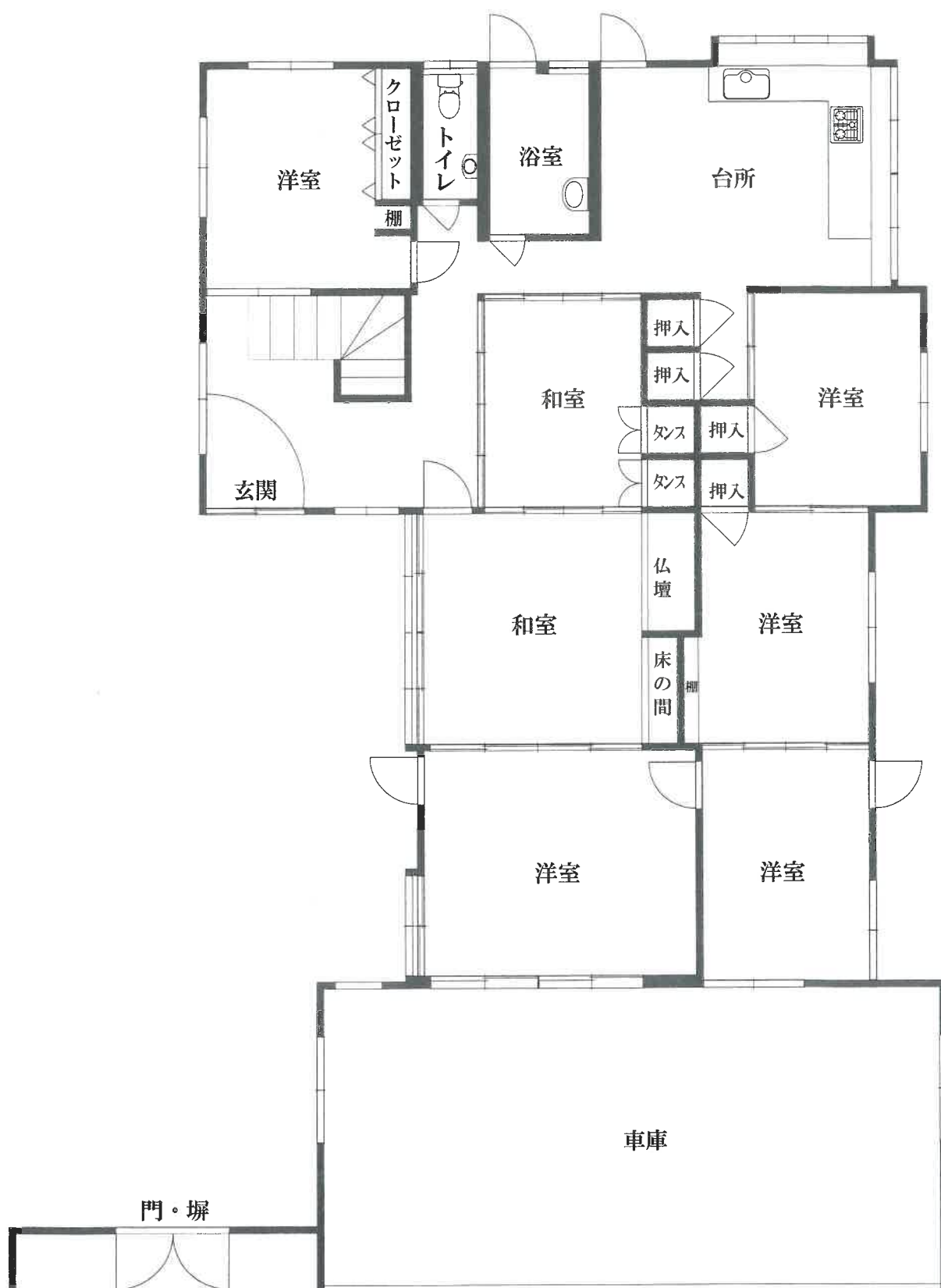
1

500

建物間取図

物件 3

1 階

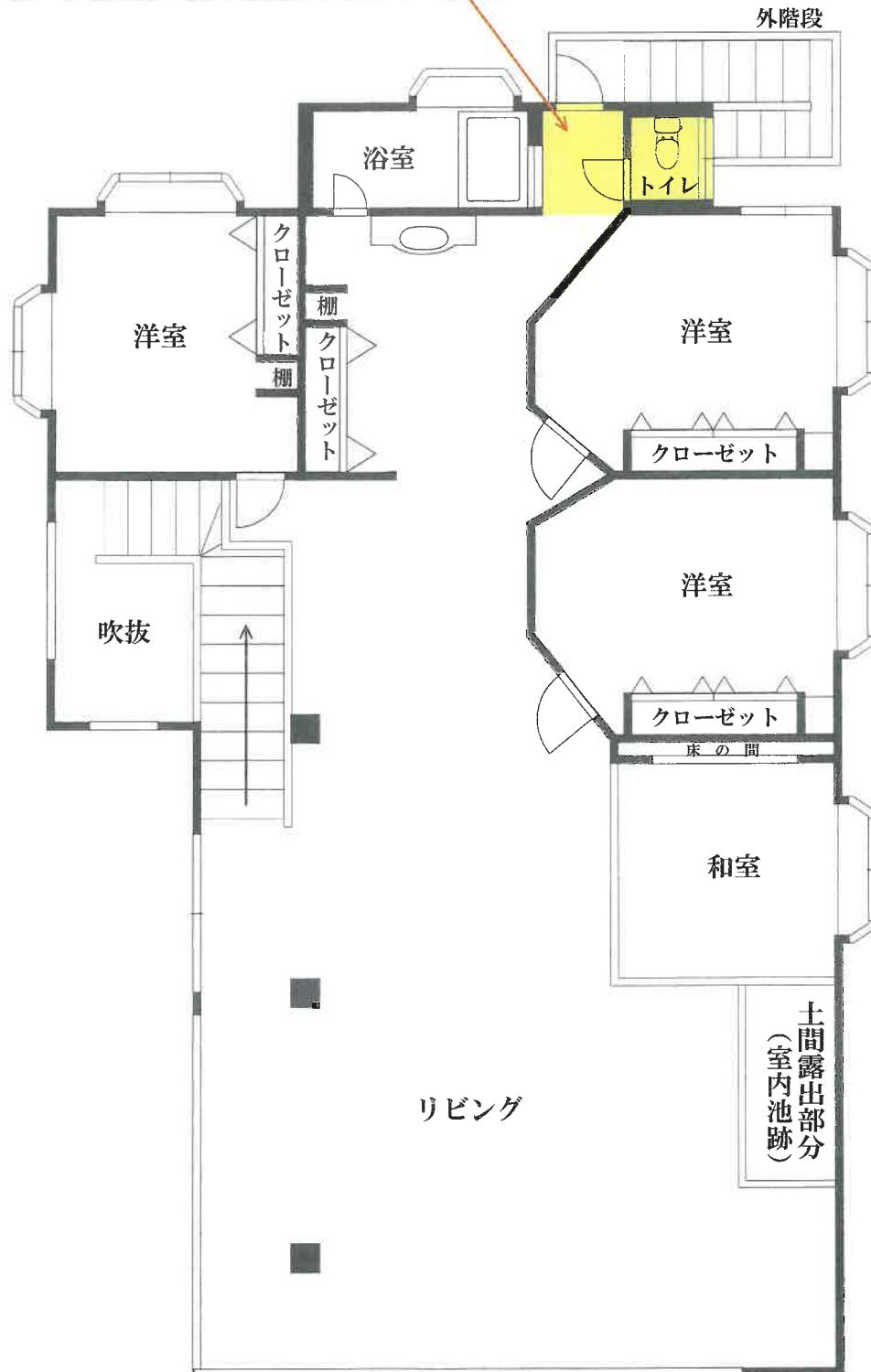


建物間取図 物件 3

2 階



増築部分：トイレ及び通路
構 造：鉄筋コンクリートブロック造
面 積：3.75㎡ (概測)





1

物件 3 の室内 1 階 (②~⑦)



2

(10 枚目)



3



4



5



6



7

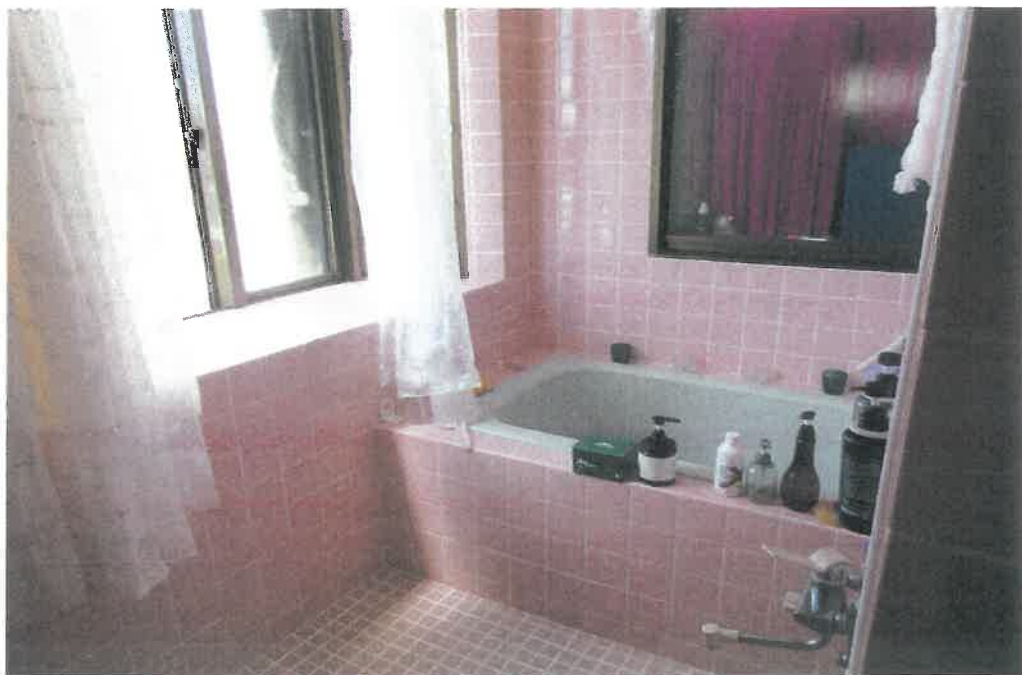
物件 3 の室内 2 階 (⑧~⑪)



8



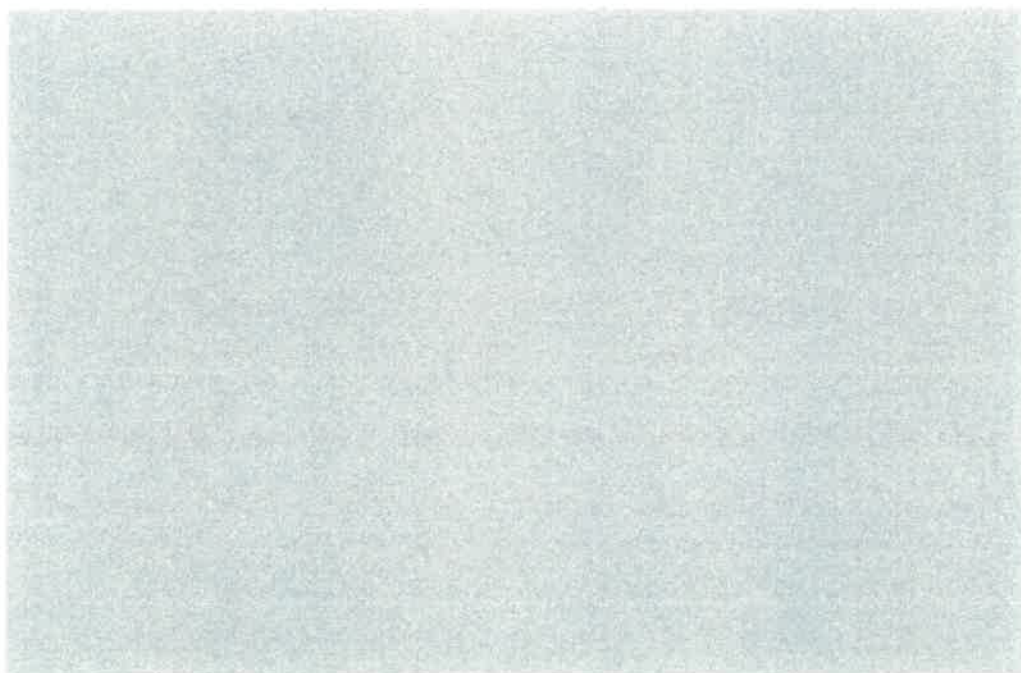
9



10



11



12

副 本

令和 6 年 (ケ) 第 6 号
令和 6 年 8 月 1 日 現地調査
令和 6 年 9 月 5 日 評 価

那覇地方裁判所 沖縄支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
大 嶺 克 成 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 27,720,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 510,000 円
物件2(土地)	金 13,340,000 円
物件3(建物)	金 13,870,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	中頭郡読谷村字喜名中原 208 番 16 宅地 13.48 m ²	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	中頭郡読谷村字喜名中原 209 番 6 宅地 351.71 m ²	同 左
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	中頭郡読谷村字喜名 209 番地 6、208 番地 16 209 番 6 居宅 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2 階建 1 階 206.16 m ² 2 階 164.05 m ²	床面積 2 階 : 167.80 m ² 3.75 m ² (概測) 増築含む
番号	特 記 事 項		
1	特になし		
2	特になし		
3	以下のとおり附属工作物が存する。 附属工作物 1 : 門・塀 附属工作物 2 : 庇、21.28 m ² (概測) ※当該庇の一部 (1.4 m ² : 概測) が隣接地 (209-8) へ越境している。 (別添「土地建物位置関係図」参照)		
住居表示		未実施	

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位置・交通 (道路距離)		最寄りバス停「喜名公民館前」停南西方約390m、徒歩約5分		
付近の状況		喜名公民館の南方約330m（直線距離）に位置する。 国道58号沿いに戸建住宅が建ち並ぶ混在住宅地域である。 主要な利便施設との接近性は以下のとおりである。 ・喜名小学校・・・・・・・・・・約540m（道路距離） ・サンエー大湾シティ・・・・・・・・約2.7km（道路距離）		
主な公法上の規制等（幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制である。）		都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他	非線引都市計画区域 準住居地域 建ぺい率60% 容積率200% なし 読谷村景観計画（村全域）	
画地条件	項目	物件1	物件2	一体画地
	地積	13.48㎡（公簿）	351.71㎡（公簿）	365.19㎡（公簿）
	形状	不整形	ほぼ長方形	ほぼ長方形
	間口	約1.2m	約14.8m	約16.0m
	奥行	約23.5m	約22.8m	約22.8m
	地勢	概ね平坦	概ね平坦	概ね平坦
	その他	特に無	特に無	特に無
接面道路の状況		南東側 幅員約30.0m 舗装国道（アスファルト舗装・歩道有） （建築基準法第42条第1項第1号道路である。）		
土地の利用状況等		物件1及び2土地は、物件3建物の敷地として利用されている。利用内容の詳細及び建物の配置については「現況調査報告書」並びに「土地建物位置関係図」記載のとおり。		
供給処理施設		上水道あり 都市ガスなし（プロパンガス） 下水道なし		
特記事項		・現地調査及び官公署からの公表資料を調査した範囲では、土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。 ・読谷村教育委員会文化振興課への照会によると、埋蔵文化財について「該当なし」との回答があった。現況調査においても特に文化財の端緒は認められず文化財が評価額に特に影響しないと判断した。		

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和53年11月日不詳新築 増築年月日(登記記載) 平成4年10月15日増築 経過年数 約46年 経済的残存耐用年数 約4年
仕 様	構 造：鉄筋コンクリートブロック造2階建 屋 根：陸屋根 外 壁：コンクリート下地タイル吹付 内 壁：板張り、クロス張り、タイル張り等 床：フローリング、畳、タイル等 天 井：板張り、クロス張り、バスリブ等 設 備：電気設備、給排水設備 その他：なし
床面積(現況)	「第3目的物件」記載のとおり
現況用途等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：別添「建物間取図」参照。
品 等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	やや劣る（以下参照） 浴室やトイレの汚損がやや目立つ 天井の一部が大きく破損している
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項	現在の一般的な家族構成を鑑みると、居宅としてはかなり大きく、機能的な減価が生じており、市場性の低下が認められる。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1及び2(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	75,300	1.02	13.48	0.95	984,000
2	75,300	1.02	351.71	0.95	25,663,000

ア 標準画地価格：標準地「読谷-2」の公示価格を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{標準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ & & 102.2 & & 100 & & 100 & & \\ 65,100 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{\quad}{100} & \times & \frac{\quad}{100} & \times & \frac{\quad}{88.4} & \div & 75,300 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

*時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

$$3.3\% \div 12 \times 8 \text{ ヲ月} = 2.2\%$$

*標準化補正：特になし

$$\begin{array}{ccccccc} \text{*地域格差} & : & \text{街路条件} & & \text{交通接近条件} & & \text{環境条件} & & \text{行政条件} \\ & & 0.93 & \times & 0.95 & \times & 1.00 & \times & 1.00 \div 0.884 \end{array}$$

イ 個 別 格 差：方位 1.02 (南東)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：建物の築年数及び建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	品等修正 イ	現況延床面積 (㎡) ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
3	210,000	1.00	373.96	0.102	8,010,000

※附属工作物 1 及び 2 の経済価値は残存していないと判断した。

イ 品等修正：普通

ウ 現況延床面積：現況数量を採用。

エ 現 価 率：

(1) 経年による現価率

i. 躯体

$$\left(1 - \frac{\text{残価率}}{\text{経済的耐用年数}} \times \text{経年的経過年数} \right) \times \text{躯体部分} = \left(1 - \frac{0.10}{50} \times 4 \right) \times 50\% = 0.036$$

ii. 仕上

$$\left(1 - \frac{\text{残価率}}{\text{経済的耐用年数}} \times \text{経年的経過年数} \right) \times \text{仕上部分} = \left(1 - \frac{0.10}{30} \times 0 \right) \times 35\% = 0.000$$

iii. 設備

$$\left(1 - \frac{\text{残価率}}{\text{経済的耐用年数}} \times \text{経年的経過年数} \right) \times \text{設備部分} = \left(1 - \frac{0.10}{15} \times 0 \right) \times 15\% = 0.000$$

※増築年からは築後約 32 年であるが、新築建物と一体化しているため、経済的耐用年数を新築時の建物と同様に築後約 46 年と判断した。

iv. 合計

$$0.10 + 0.036 + 0.000 + 0.000 = 0.136$$

(2) 観察減価

観察減価法による補正率は、建物の用途が居宅であるが、規模がかなり大きく個人が居宅として使用する目的で購入する需要者はかなり限定されるものと思料する。機能的な問題点を考慮して減価率を－25%と査定した。

(3) 現価率

$$0.136 \times (1.0 - 0.25) = 0.102$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 基礎となる土地価格から控除すべき土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ÷ウ
1	984,000	0.35	法定地上権	344,000
2	25,663,000	0.35	法定地上権	8,982,000
計				9,326,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②オ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	984,000	-344,000		1.00	0.80	510,000
2	25,663,000	-8,982,000		1.00	0.80	13,340,000
3	8,010,000	+9,326,000		1.00	0.80	13,870,000
一括価格(合計)						27,720,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：本件建物の附属工作物2庇の一部が隣地に越境していることについては、越境部分の面積が約1.4㎡と僅少であり、当該部分の撤去も容易であることから特に市場性減価を施す必要性はないものと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 読谷ー2

所 在：沖縄県中頭郡読谷村字喜名中原 287 番 1

価 格：65,100 円/㎡（対前年変動率 3.3%）

位 置：「喜名」停の南西方、道路距離 500m

価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日

地 積：474 ㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：西幅員約 5.0m 村道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、第一種低層住居専用地域

（建ぺい率 50%、容積率 100%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い既成の住宅地域

第7 附属資料の表示

1 受命物件位置図

2 公図（写）

3 土地建物位置関係図

4 建物図面・各階平面図（写）

5 建物間取図

6 現況写真

（B I T 用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以 上

